

平成 28 年 4 月 28 日
環境市民会議資料
環境部環境政策課

環境市民会議について

1 条例上の位置づけ

◇武蔵野市環境基本条例第 16 条 ※条文全体は別紙参照

(環境市民会議)

第 16 条 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、市長の附属機関として、市民、事業者等により構成する武蔵野市環境市民会議(以下「市民会議」という。)を置く。

2 市民会議は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 年次報告書に関すること。
- (3) その他環境の保全についての基本的事項に関すること。

3 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

◇武蔵野市環境基本条例施行規則

市民会議の組織及び運営等についての説明 ※条文は別紙参照

2 環境市民会議の役割

◎ 環境基本計画及び環境保全についての基本的事項を調査、審議する。

<第 9 期のテーマ>

第四期環境基本計画 「スマートシティむさしの」の推進について

<内容>

スマートシティの推進のために市が行う施策や事業につながる効果的な手法や手段の検討を行う。

- わかりやすい環境情報の発信について
- 地産地消に向けた取り組みについて
創エネ、省エネ、水素エネルギーの導入等
- 生物多様性の基本的な考え方について 等

3 委員構成

別紙委員名簿参照